

# 社団法人 日本義肢協会 入会方法

1、入会を希望する方には、次の書類を、その地区の支部長を経て送付いたします。

- (1) 入会願 (2) 入会申請者経歴書 (3) 入会申請者履歴書
- (4) 勤続証明書(又は確約書) (5) 誓約書 (6) 従業員名簿
- (7) 工場平面図 (8) 会員カード

2、入会資格は次に拠ります。

イ 会員である事業所に5年以上勤務し、現に義肢装具製作事業を行っている者。  
ロ 官公立等の施設に10年以上勤務し、現に義肢装具製作事業を行っている者。  
ハイまたはロに該当し、かつ事業所の施設及び機械工具が設備基準に該当していること。

ニ その他、理事会において入会を適当と認める者。

- (条件) ・2名以上の義肢装具士を有しているもの
  - ・協調性のあるもの
  - ・独立して最低5年以上経過したもの

3、勤続証明書については、元勤務先事業所の代表者の証明書。なお、2ヶ所以上の事業所に勤務した場合は、最終勤務先事業所の証明書で差し支えありません。

また、事情により、元勤務先代表者の証明書が得られない場合は、地区理事2名の推薦署名による確約書によるものとします。(但し、勤続証明書、確約書のどちらも得られない場合でも、独立後5年以上経過したものについては、入会資格者としての調査対象とします。)

4、入会資格、事業所の設備等について支部長が確認の上本部事務局の調査を受けます。